

富士まつりの露店出店等に係る規則

(目的)

第1条 この規則は、富士まつり運営委員会（以下、「運営委員会」という。）が開催する富士まつり期間中に露店から暴力団等の反社会的勢力を排除し、安全かつ健全な露店営業とすることにより、来客者の楽しい思い出づくりを実現することを目的とする。

(反社会的勢力の定義)

第2条 前条に規定する反社会的勢力とは、富士市暴力団排除条例(平成24年3月29日条例第2号)第2条第1号から第3号に規定する者のほか、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。

2 前項に該当しない場合であっても、以下の各号の一にでも該当する関係を有する場合には、反社会的勢力と同様に扱うものとする。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる者
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる者
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者

(出店及び露店営業従事を認めない者)

第3条 以下の各号に該当する者は、富士まつり開催区域内への露店の出店及び露店営業への従事を認めない。

- (1) 前条に該当する者
- (2) 本規則に基づく手続きを行わない者
- (3) 出店位置、出店時間等、運営委員会の指導に従わない者
- (4) 第1項から第3項に該当しない者であっても、第2条に抵触する団体と関係を有する者

(露店出店及び露店営業従事の申込み)

第4条 富士まつり開催区域内において露店の出店責任者及び従事者は、以下の書類等を運営委員会に提出し、同委員会から出店許可及び従事許可を得なければならない。

- (1) 富士まつり出店申込書 【第1号様式】・・・出店責任者
- (2) 誓約書(出店責任者用) 【第2号様式】・・・出店責任者
- (3) 誓約書(従事者用) 【第3号様式】・・・従事者
- (4) 本人確認書 【第4号様式その1】・・・出店責任者
【第4号様式その2】・・・従事者

- 2 富士まつり開催区域内において露店を出店しようとする者のうち、道路交通法第 77 条第 1 項第 3 号に該当する者は、同法第 1 項に規定に基づき、富士警察署長の許可を受けなければ出店することができない。

(関係機関との連携)

第 5 条 運営委員会は、第 1 条の目的を達成するために必要な限度において、第 4 条の規定に基づく申込みを行った者が、反社会的勢力であるか否か照会する等、警察等の関係機関と連携をとる。

(露店営業及び露店営業従事の許可要件)

第 6 条 運営委員会は、第 4 条の規定に基づく申込を行った者が、第 2 条の規定に該当する場合、出店及び露店営業への従事について許可しない。

(露店営業及び露店営業従事の取消し)

第 7 条 運営委員会は、第 4 条の規定に基づく許可を得た者が、次の各号に該当する場合、許可を取消することができる。なお、出店責任者が該当しない場合であっても、露店営業従事者が次の各号に該当する場合も、出店の許可を取り消すことができる。

- (1) 第 2 条の規定に該当することが許可後に判明した場合
- (2) 第 3 条第 2 号に規定している者が従事していることが判明した場合
- (3) 第 3 条第 3 号に該当する場合
- (4) 第 4 条の規定に基づく申込内容が虚偽であることが判明した場合
- (5) 運営委員会から露店営業及び露店営業従事の中止する旨の指導を受けた場合

2 次の各号に該当する者は、直ちにその活動を停止し、露店については撤去しなければならない。

- (1) 前項の各号に該当する者
- (2) 運営委員会の許可なく無断で出店している者

(次年度以降の出店若しくは露店営業従事の拒否)

第 8 条 運営委員会は、以下の者に対し、次年度以降の出店若しくは露店営業への従事について、拒否することができる。

- (1) 第 6 条の規定に該当する者
- (2) 第 7 条の規定に該当する者
- (3) 運営委員会が活動を行うことが不相当であると認めた者

附則

この規則は、令和 5 年 5 月 23 日から施行する。

附則

この規則は、令和6年6月18日から施行する。